

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和2年度第2回津市森林整備協議会
2 開催日時	令和3年2月3日(水) 午前10時00分から午前11時30分まで
3 開催場所	津市美里庁舎2階 会議室1
4 出席した者の氏名	(津市森林整備協議会委員) 前川 有、山崎昌彦、落合賢治、裏川幹雄、駒田勝巳、稲垣法重、山岸新太郎、青木健治、伊藤駿司、西宮元明 (事務局) 農林水産部長 小畑種稔 農林水産部次長 松井昭道 林業振興担当参事(兼)林業振興室長 野村尚生 林業振興室林業振興担当主幹 松本巧也 林業振興室林業振興担当主幹 藤田昌也 林業振興室主事 清水宏幸
5 内容	1 審議事項 津市森林整備計画の樹立について 2 報告事項 森林経営管理事業の実施状況について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	農林水産部林業振興室林業振興担当 電話番号 059-262-7025 E-mail 262-7025@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

事務局（野村参事）

それでは定刻となりましたので、只今から令和2年度第2回津市森林整備協議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては何かと御多用のところ、本協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

協議会に先立ちまして、農林水産部長の小畑より御挨拶をさせていただきます。

事務局（小畑部長）

皆さん、おはようございます。本日は、何かと御多用のところ、津市森林整備協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は、本市の林業行政の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

本日の協議会は、三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言発令中ではありますが、津市森林整備計画の年度内樹立に向けまして、必要な会議でございますので、会場の換気等、感染予防対策を取りながら開催しますので、御理解いただきますようお願いいたします。

さて、昨年末の協議会では、森林法による津市の森林整備の方針を示す津市森林整備計画の素案について貴重な御意見をいただきました。その内容を計画に反映し、三重県津農林水産事務所等と協議を行いながら津市森林整備計画(案)を修正いたしました。この計画案を本日の協議会において諮問させていただきまして、答申をいただいた後、所定の手続きを経て、年度内に樹立する予定でございます。

また、森林環境譲与税を活用して、森林の整備等に取り組んでいます森林経営管理事業につきまして、令和2年度の実施状況を御報告させていただきます。

今後も、災害に強い森林づくりと木材の利用促進に向け、委員の皆様の御意見を聞きながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

この後、担当から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

事務局（野村参事）

ありがとうございました。

それでは審議に入る前に本日の出席者数を御報告いたします。本日の出席者数は総員12名中10名でございます。半数以上の御出席がありましたので、津市森林整備協議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立したことを御報告申し上げます。

なお、本協議会は議事録を作成し津市情報公開条例に基づき、津市のホームページ等において公開いたしますので、あらかじめ御了承お願いいたします。

それでは協議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、議長を前川会長にお願いしたいと思っておりますので、前川会長、よろしくようお願いいたします。

前川会長

本日はコロナ禍の中で、また、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回の第2回の協議会につきましてははですね、12月の中旬に第1回協議会で素案として事務局の方から説明を受けました津市森林整備計画について、御審議いただきたいと思っております。

御存知のようにですね、森づくりのマスタープランといわれる市町村の森林整備計画につきましては、森林法に基づきまして、県の地域森林計画に適合させたもので、地域に最も密着した地方公共団体である津市さんが、地域の森林林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方、これを踏まえた森林の取り扱いを定めるゾーニング、地域の実情に特化した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法や路網整備の考え方を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想でありまして、令和3年4月1日から5年ごとに策定する、10年を一期とする計画でございます。

特に今回の樹立につきましては、一昨年4月に施行されております森林経営管理法に基づき森林の経営管理を適切に進めるための1つのツールとしてですね、市町村が運用するものですから、その運用に当たっては市町村森林整備計画に調和されたものと定められているわけでございます。

このことから、森林経営管理法の運用は市町村森林整備計画の施業の基準に適したものとして考えられておりまして、現行の森林整備計画についても森林経営管理法の運用に係る記述を記載するという事で、第1回の素案につきましてもその部分を報告としていただきました。

そういうことで、本日も忌憚りの無い御意見をいただきまして、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは早速でございますけれども事項書によりまして審議を始めたいと思います。

2の審議事項、津市森林整備計画の樹立についてということで、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（藤田）

まず、お手持ちの資料につきまして御確認をお願いしたいと思います。

事項書、資料1の1で樹立のスケジュール、資料1の2で津市森林整備計画書、資料2で森林経営管理事業の実施状況についての3部となります。不足や落丁がありましたらお知らせ願います。

無いようなので、審議事項の1、津市森林整備計画の樹立について説明をさせていただきます。

前回の森林整備協議会での御意見と、1月8日に実施しました、三重県と森林組合の意見聴取の結果を踏まえまして作成したのが、お手元の資料1の2、津市森林整備計画書（案）になります。

前回の森林整備計画書（素案）から変更があった箇所について説明いたします。

資料1の2、津市森林整備計画書（案）を御覧ください。

5ページの樹種別の立木の標準伐期齢についてを御覧ください。ここにつきましては、標準伐期より早い伐採である、特殊材生産に関する補足の方を付け足しました。海布丸太や足場材等の特殊材生産に係る施業により、既往の平均伐採齢が著しく異なる場合は、津市農林水産部林業振興室又は林業普及指導員に相談し、適切な伐採齢を決定することとする。という文言を付け加えさせていただいております。

続きまして7ページを御覧ください。その他人工林の方法について、植付けの方法にコンテナ苗の活用と一貫作業システムに関する記述を追加しています。コンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。という形で標準的な方法に追加しております。

続きまして9ページの方をお開きください。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林について、森林の区域の欄の方に林小班を記載しました。この林小班の範囲は津市内全域を表しています。また、備考欄につきましては、近年の獣害による更新が困難である状況が見受けられることから、オの野生鳥獣による被害が見込まれない森林という部分を追記させていただいております。

続きまして10ページの方を御覧ください。一番下の段のところにも米印で、間伐についての補足説

明を追記しています。間伐とは、林冠がうっ閉（樹幹疎密度が10分の8以上になることをいう。）した森林において行う伐採で、概ね5年後に再度林冠がうっ閉するよう行うもの。という形で記載させていただきます。

続きまして14ページから15ページの方を御覧ください。森林経営管理制度の活用に関する事項について、米印で経営管理権、経営管理実施権、市町村森林経営管理事業、経営管理権集積計画、経営管理権配分計画の5つについて補足の説明を追記しております。経営管理権は、地域森林計画の対象となる森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材の販売による収益（以下「販売収益」という。））を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利。経営管理実施権は、地域森林計画の対象となる森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等（販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利。3番の市町村森林経営管理事業、市町村が経営管理権を取得した森林について経営管理を行う事業。4番の経営管理権集積計画、市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画。経営管理実施権配分計画は、市町村が、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に定める計画ということで、この5項目を追記させていただきました。

20ページの方をお開きください。中段にあります、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標については、1月8日の聞き取り等によって、現状のところはハーベスタを追記しました。さらに、ドローンの活用を想定し、新たに造林保育の中に資材運搬の項目を設けています。

次に22ページをお開きください。5番のその他必要の事項について、素案の方には（1）に保全マツ林の記載をしていましたが、こちらは病虫害の被害を受けている森林の全てを伐採し更新を促すような区域を設定するところでしたので、記載箇所を（2）のその他の方に移動しています。

大きな変更のあった箇所は以上になります。

続きまして資料1の1、津市森林整備計画の樹立スケジュールを御覧ください。ここに書かせていただいております日付につきましては目安の日付となります。本日の諮問に対する答申を受け次第、縦覧以降の手続きを進めまして、3月中の樹立を目指しております。

以上で、審議事項の津市森林整備計画の樹立についての説明を終わらせていただきます。

前川会長

ありがとうございました。

只今、事務局から説明がありました事項について、委員の皆さまの御意見と御質問をお受けしたいと思っております。御質問等ございますでしょうか。

山岸委員

津市に委託した場合、何らかの理由で山を売り買いする時には、管理してみえるので、売り買いというのはできないものなんですかね。個人が津市に管理を委ねた場合は、個人の売り買いはできない

んですかね。

事務局（藤田）

あくまでも、森林経営管理法に基づく委託につきましては、経営管理の委託になります。津市に所有権が移るものではございませんので、売買はしていただいて問題はありません。

ただ、相手の方に関しましても、経営管理権が設定されていますよということをお知らせいただいて、それが継承されていくことも御理解いただく必要がありますが、売買ができないものではありません。

西宮委員

運用のことについてお聞きしたいんですが、運用については別途、書類が出るんですか。森林所有者がどなたと話をしたらいいのかというような、運用方法が記載されていませんけれども、計画に運用が盛り込まれるのか、盛り込まれないのかお聞きしたいんですが。

例えば、別の所有者が売りたい、管理してくれ、と言った場合に、市が基本的に運用していくと書いてありますが、どういう場所でどういう運用をしていくのかということですが。

前川会長

管理制度に関する運用ということですか。

西宮委員

そうです。

事務局（藤田）

今、おっしゃっている部分に関しましてですけれども、先ほど会長の御挨拶にもありましたけれども、森林経営管理法に基づくものになりまして、その運用につきましては法に基づいて行っていくので、津市の森林整備計画書に書かさせていただいているのは、森林経営管理制度の活用に関する事項ということで法に基づいた内容を記載させていただいておりますので、具体的な運用につきましては、法に基づく形で運用をさせていただくものになります。

西宮委員

そうすると、縦覧していてもどうやって運用されるのか分からないわけですね。市が管理を承る時はどういう方法で承るとか、方法論ですけれども。

前川会長

経営管理法に基づく制度の推進に当たってはですね、1つのツールです。市町村森林整備計画を進めるための1つのツールとして取り扱われるものでありますので、それだけ運用うんぬんというものは、先ほど事務局から説明がありましたけれども、これは制度の運用という形で全国的に定められていますので、この計画書には載ってこないものだと思います。

西宮委員

この運用についてはあくまでも国の制度ということですね。

前川会長

そうですね。

伊藤委員

事前に配布していただいたので、読んできて気づいたことを3点ほどお聞きしたいと思います。

1ページの下から6行目の、また、平成31年4月1日に森林経営管理法が施行されたことに伴い森林所有者の責務が明確化されとありますが、これは何の責務かというところが抜けていますので、伴いの後ろに、森林の適切な経営管理を追加することと、責務が明確化され、というところは句点で止められていますが、明確化されたことと、経営管理制度を行うということは別の話なんですよ。法律的には。ですから、明確化されるとともに、と直したほうが良いと思います。責務があるよということは今まで、森林法のどこにも規定が無いです。今回、この計画に入れられましたが、責務の明確化、管理はしっかりしなさいよということと、経営できない山を市が管理することは別の話です。

それから5ページの海布丸太の記載を追加したところですが、標準伐期齢よりかなり若い年齢で伐ることを想定してこれを書いていると思うんですけども、著しく異なる、の前に、標準伐期齢と入れたらどうでしょうか。

それから14ページの経営管理制度の4の(1)の基本的な考え方の冒頭ですね、森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、の表現ですけれども、森林組合等に施業の委託を行うなどによりを取ったらどうですか。森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、と私は思いました。どういう考えでここを記載しているのか分かりませんが、ここを取った方が文章的にも分かりやすいと思います。

それから16ページ。第6の1の本市の林家等の段落の下から3行目、特に、本市の林業労働力の中心的な担い手である森林組合等へ、という文章ですけれども、林業労働力のところを森林整備に入れ替えた方がいいと思います。林業労働力の中心的な担い手というところの文章がへんな感じがしますので、本市の森林整備の中心的な担い手に改めた方がいいのかなと思います。

僕自身の感想を言っていますが、それくらいです。

今、海布丸太作っているんですか。

事務局（藤田）

津市内では見受けられていないです。

伊藤委員

昔は流行ってましたね。

事務局（藤田）

10年間の計画の中でそういうような生産が出てきたときに、ここの部分が追加されていないと伐採の届出が提出されても認められないという話になりますので、そういった部分を考慮して入れた方

が良いと三重県さんからの御提案を受けまして記載させていただいております。

前川会長

今言われた文字の修正ですけれども、これはどうしますか。

伊藤委員から御意見いただきましたが、以前のものはこれはこれで私は良いのかなと思いますが、事務局としてはこれをあえて訂正する必要がありますか。

事務局（野村参事）

1 ページの部分につきましては、森林所有者がどういった部分の責務があるのか不明になっている箇所については、やはり、加筆するべきだと思います。

現在、書かさせていただいている部分で大きく意味が変わらない部分、どちらかという今でも意味が通じる部分というのは、修正しなくても良い箇所はあるのではないかと思います。

伊藤委員

私も事前に読んで思ったことを言いましたので、必ず直してくださいということはありませんので、市の方で判断してください。

前川会長

これは事務局にお任せするという事でよろしいですか。

伊藤委員

はい。

前川会長

極端に趣旨と逸脱しているものと悪いですが、それ以外でしたら、この内容でやってきたこともあるので、再考していただきますようよろしくお願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

駒田委員

計画書自体はいいと思いますけれども、林道の関係で、この5か年計画では経ヶ峰線と中畑線が挙がっていますが、これはあと何年くらいかかりますか。もう20年くらいやっていると思うんですけども。

事務局（松本）

経ヶ峰線につきましてはですね、現在、大体50パーセントを超えた進捗率です。平成6年からです。

駒田委員

あと15年くらいですか。

事務局（松本）

計画ではあと10年くらいかかるのかなというのを聞いているんですけども、県の林業予算のシーリングがかかっていることでもあります。今年度は6,500万円という事業費ですけども、来年度は8,000万ということで経ヶ峰線につきましては若干予算が上がって施工される計画であるとお聞きしております。

中畑線につきましては今年仕上がる段階でおおよそ60パーセント近くという形になります。予定ではあと8年くらいを目途に、経ヶ峰線と接続する形になりますので、その辺りを目途に施工を続けていくという形になっております。

駒田委員

という、前半5年の間では難しいということですね。

前も聞いたのですが、この林道をしている間は他の林道に手をつけないという話だったので、もう少し後期には入れるような形で考えていった方がいいんじゃないでしょうかね。結局この2本がずっと伸びるだけで他は全然できないというようなことがないように、3番から17番まで挙がっているので、他もできるような形で考えていった方が良くかなと思います。

事務局（野村参事）

御意見承りましたが、私どもも、森林の整備については林道も必要だということは分かりながら、採択も厳しい状況で、市の財源を使わないように国等の財源を活用したいと考えております。

今回、譲与税事業ができたことによりまして、森林内の作業道についてはなんとか対応できる形になりまして、幹線ではないということも十分に理解してまして、なかなか厳しい状況で、林業が落ち込んでいる状況で着手が難しい状況です。

前川会長

路網の話が出ましたもので、1つ御質問させていただきます。

基本的に17ページにあります作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項でございますけれども、下に路網整備の水準ということで表がございます。これに基幹路網を明記していただいております。それで、路網には目標というか、水準及び作業システムですので、森林作業道の目標的なものを、今後、検討していただきたいと思っております。というのは、基幹路網につきましては後々出てきます、20ページに導入目標というのがございますが、高性能林業機械を使う分についてはとても足りないです。例えば、緩斜面であれば35メートル、急斜面でしたら5メートルという話になってきますので、そこにですね、細部路網密度というのを検討いただければと思います。今ではなく今後ですけども。

林野庁の路網密度の考え方では自動車道である林道と、専用道があって、その先を森林作業道という形で安価に作設して目標とする作業システムを実施するということになりますので、これはぜひとも、今後検討していただきたいと思っております。

他にございますでしょうか。

裏川委員

その関連で申し訳ないんですけども、18ページの基幹路網の整備計画ということで、私の地元の榊原ですけども、この箇所ですら災害が起きたとき優先的に整備が、当然、災害の場合、財源が国庫補助金がほとんどで、ある程度起債もあるか分かりませんが、災害にあった場合、優先的に整備されるんですか。この記載している林道に関係しているところは。

事務局（松本）

災害に関しましては、開設は別なんですけれども、拡張とかあると思うんですけども、林道台帳に載っている全ての路線ですら、災害が起こった場合は国庫補助金を取るというような流れになってきていますので、特に優先というわけではないんですけども、災害があった場合御報告いただいた中で、国庫補助が受けられる規模の災害でしたらどの路線であっても災害復旧事業の対象となるんですけども、林道によりましては、どうしても地元負担金、受益者負担金をいただかないといけないこともありますので、そちらのことも御説明させていただいた中で、災害復旧事業に関しましては全ての路線が同じラインで行わせていただきます。

裏川委員

この表に載っている林道以外でも、災害は当然、市町村で指定した林道がありますけれども、この箇所についてもあるということによろしいですかね。

事務局（松本）

基本的には地元から災害報告をいただいた中で、国補事業に乗っていただけるのか、国補事業に乗らないような災害でしたら、市の事業で進めることになります。

裏川委員

分かりました。ありがとうございました。

青木委員

先週も山のこと聞かれて、道路の現物支給ですかね、去年の雨で抜けて、100メートルほど穴が空いたと、そういったところの現物支給について申請方法があるんですか、ということですけども。林道に関しまして。

事務局（松本）

去年の雨ということですけども、基本的に林道の路面洗掘についてはどちらかというと維持管理部門になりますもので、報告もいただいていないところですので、災害復旧事業には挙げてないということになるんですけども、原材料支給で地元の方がやっただけなのであれば、美杉総合支所の地域振興課の産業振興・環境担当があるんですけども、そちらの方に御相談いただくとですね、津市全体の予算は林業振興室が持っているんですけども、総合支所に予算内配分させていただいているところもありますので、そちらの予算を使っていただいて原材料支給をしていただくという形になります。

青木委員

去年ということでもいいんですか。

事務局（松本）

原材料に至っては今年の災害でないと、ということはありませんので、実際に使っていただく直前に申請いただいて、予算配分の中で施行させていただけるとなればですね、原材料支給させていただきます。

伊藤委員

ちょっと教えていただきたいのですが、24ページの（2）の森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域ということで、ずっと地区別の林班が明記されているんですけども、これは全部の林班が明記されているんですか。

事務局（藤田）

これは全部ですね。

伊藤委員

それで確認したいのが、森林経営計画の認定面積の要件に関連するんですけども、普通は林班の2分の1以上が属地計画、それと市が定めるこれに該当する場合は30ヘクタール、という施行規則があったと思うんですけども、この林班で経営計画を立てて認定を受けようとする場合には30ヘクタールのまとまりがあればできるということですか。

事務局（藤田）

区域計画であれば、区域の中で30ヘクタール以上のまとまりがあれば経営計画の作成ができます。

伊藤委員

認定要件が緩和されているということですか。

事務局（藤田）

そうですね。森林法が変わった段階では区域計画は無かったんですけども、国の方で緩和という形で区域計画が追加されたことで、ここで決めている区域の中で30ヘクタール以上の計画を作成すれば認定が受けられる形になります。

伊藤委員

全部の林班が書いてあるということは津市内の森林であれば、30ヘクタールの面積があれば要件を満たすことになるんですか。

事務局（藤田）

区域計画という形で出していただくのであれば、30ヘクタール以上の計画を区域計画として出していただくことになります。

伊藤委員

分かりました。

前川会長

他にございますでしょうか。

西宮委員

ちょっと質問なんですけど、19ページのその他必要な事項にみえ森林・林業アカデミーと載っていますが、これは既に設立されて、事業化されているのでしょうか。

事務局（藤田）

はい。アカデミーは既に一昨年に発足しています。

西宮委員

ということは、市民の皆さんは御存知なんですね。

広報とかに載っているんですね。

事務局（藤田）

はい。御案内はさせていただいていますし、三重県さんはホームページに挙げていますし、林業振興室にもアカデミーのパンフレットや申し込みの書類を置かせていただいています。

前川会長

他に何かございますでしょうか。

伊藤委員

1ページの冒頭に、皆伐して植栽されていないという表現があるんですけども。

前川会長

どちらですか。

伊藤委員

下から3分の1辺りですけども、古くからと始まる段落の6行目です。造林未済地が増えているという表現があるんですけども、この実態はどんなものですか。皆伐した跡地が、植えずに、経営管理を放置したような山というのが結構出ているんですか。例えば、旧美杉村とかでは。

事務局（野村参事）

造林未済地については三重県の調査で調べさせていただいたり、伐採届が出て天然更新を計画されている部分で更新されていない部分についても調査しに行ったりしていますが、あとは、造林事業によって新植されるケースも森林組合さんが補助申請してやる部分については多くはないと聞いておりますので、天然更新の後の更新していない箇所が増えていることは確かにあります。

伊藤委員

天然更新されていないというのはこれには当たらないのですか。

事務局（野村参事）

当たらないですが、造林未済地というのが増えているのは確かなことです。現状としてですけれども。

伊藤委員

市場の値段から見ますと、再造林できないですもんね。

事務局（野村参事）

天然更新は追跡調査を行っているところではあるんですけども。

伊藤委員

大体、緑になっているんですか。

事務局（藤田）

確認しに行きますと、皆伐跡地全てがきれいに更新しているかということ、割と傾斜の部分は土がむき出しの状態もありますけれども、逆に中層木、低層木が繁茂している、全体から見たら4割とか5割生えている、あるいはもう少し多かったりとかして、遠目でみると緑色に見えるけれども、近くへ行くと、更新型の時の更新木の判断としては、いわゆるアセビとかシキミとかサカキのような低層木が生えている箇所でも、樹木であることは間違いないので、そういった部分で更新しているところもあれば、更新が100パーセントではなくて一部更新ができていない箇所が、実際確認へ行くと見受けられます。

あと、造林をしてネットも張ったが、ネットの間から動物が入って、せっかく造林したけど現地見に行ったら植栽した樹木が見受けられないというような、ただ、そこには笹とかが繁茂しているというよりは、種が落ちてきてそういった低層木が生えているところもあれば、ほとんどが草地のような状態になっていることもあります。ただ、そこは造林未済地ではなく、造林後の部分に関してであり、造林したけどその後の管理の部分であるので、一概に全く更新していないとか、全てが未済地であるということはありませんが、やはりそういう箇所が見受けられるところがあったり、割合の問題もあるかなと思うんですけども、そういうものは実際確認に行くと見受けられることがあります。

伊藤委員

分かりました。

前川会長

他にございますでしょうか。

無いようなので、少し意見しますが、20ページですけれども、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標とあるんですけれども、右の欄の将来の部分は分かります。現状（参考）というところなんですけれども、これは右の部分と似ていて、将来というところとタワーヤードが違いますが、伐倒、造材、木寄せ・集材ですが、素材生産の方もお見えになりますけれども、集材機なりチェーンソーをここに書くんですけれども、書き方だけの問題ですけれども。

それを将来に向けて伐倒では、チェーンソーでやっていたものをチェーンソー、ハーベスタでやっていくと。造材であればチェーンソーであったものがプロセッサ、ハーベスタでやっていくものだと思うんですが、どうですかね。

事務局（藤田）

1月8日の意見聴取をさせていただいたときに、既に現状の中で高性能林業機械を使っている部分もあるということで、ただ、ここは将来に向けて使用頻度、使用割合を書いている部分ではありませんもので、場所によってはおっしゃるとおりチェーンソーしか使えなかったり、既に高性能林業機械を導入できている箇所もあり、現状にも書かないと全く使っていないように感じてしまうので、現状にも書いた方が良くはないかと御意見いただきましたので、書かせていただいたものです。

ただ、現状のままで満足して将来しないわけではなく、将来、もっと高性能林業機械の活用を増やしていきましょうという意味合いも含みまして、将来にも書いています。

前川会長

了解いたしました。

他にございますでしょうか。

無いようなので、事務局から説明がございました、2の審議事項の津市森林整備計画の樹立について、承認したいと思います。

ただし、先ほど伊藤委員がおっしゃられた字句の訂正等について事務局に委任するというごことをお願いしたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

委員一同

異議なし。

前川会長

異議なし多数でございますので、異議なしと認めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは第3の報告事項でございますけれども、森林経営管理事業の実施状況ということで、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（藤田）

資料2を御覧ください。

令和2年度の森林経営管理事業の実施状況を報告させていただきます。令和2年度に実施した経営管理事業は意向調査、現況調査・境界明確化、森林整備の3事業となります。

意向調査についてですけれども、美杉地域に森林を所有する4,884名の方に意向調査票を発送し、所有者向けの説明会を20回開催いたしました。そこで52.5パーセントに当たる2,562名の方から回答があり、その内の、71.4パーセントの1,830名の方、面積率で言いますと56.2パーセントになりますけれども、この1,830名の方が津市の方へ委託を希望しているという結果になっております。

その下の段の境界明確化と現況調査につきましては、昨年に引き続き芸濃町河内地区におきまして100ヘクタールの事業を実施しております。

その下の段になりますけれども、森林整備につきましては、まず、美杉地域にある高月がんじ山市有林において17.02ヘクタールの間伐を実施しました。こちらの事業に関しましては既に完了しております。

また、11月2日の経営管理集積計画の公告を受け、その下になりますけれども、経営管理集積計画を設定した私有林について、約39ヘクタールの保育間伐に着手しております。

令和2年度におきます、現在の森林経営管理事業の実施状況の説明を終わらせていただきます。

前川会長

只今、事務局から説明がありました森林経営管理事業の実施状況について委員の皆様の御意見をいただきたいと思うんですが、何かございますでしょうか。

落合委員

芸濃町なので聞きたいんですけれども、現況調査の100ヘクタールと境界明確化の100ヘクタールは一緒のところですか。

事務局（藤田）

はい。境界明確化をしている箇所について現況調査も同時に行わせていただいております。

落合委員

この下に林地台帳図修正415ヘクタールとあるのは、100ヘクタールしか現況調査や境界明確化をしていないのに、どうやって415ヘクタール修正するのかなと思ったんですが。

事務局（藤田）

意向調査で意向されているところで明確化できる範囲はその中の一部ですが、今ある林地台帳図そのものが登記情報からの地番図と森林計画図がどうしてもズレが生じていますので、今回、明確化する範囲から広範囲に対して林地台帳図を重ねていく精度を上げるために修正をお願いしているものです。

落合委員

100ヘクタールやると、415ヘクタール分が変わってくるということによろしいですか。

事務局（藤田）

そうですね。

ただ、そこについては立会をしていませんので、あくまでも台帳上の図面の中で重ねているだけなので、将来、実際にその部分について所有者さんと明確化していく際にはその内容から変わってくるということが十分あり得ますので、今の状態で、図面上でかなりバラけているものを少しでも精度を上げるための修正をするという形になります。

落合委員

ありがとうございました。

前川会長

他に何かございますでしょうか。

伊藤委員

この100ヘクタールは去年やった80ヘクタールと別の箇所ですか。

事務局（藤田）

そうです。

伊藤委員

同じようにダムの上流ですか。

事務局（藤田）

そうです。

伊藤委員

それでこれはまた、次年度の森林整備に繋げていくんですかね。公告して。

事務局（藤田）

ここで明確になった部分に関して、我々の方も現地の確認を追加でして、所有者さんの同意を取り付ける形で経営管理集積計画を策定して、策定後に森林整備に繋げていくという流れになります。

伊藤委員

この下2つの切り捨て間伐をしたというのが、既に公告が終えたやつですか。

事務局（藤田）

そうですね。

伊藤委員

公告の中から一部を間伐しているんですか。

事務局（藤田）

11月2日の公告では74.5ヘクタールの公告をさせていただきましたので、その内の約30ヘクタールについて今回、森林整備をさせていただいています。

伊藤委員

いつもお尋ねしているんですけども、経営管理権が市に移ってその山の整備をどうするかという話ですけども、これは2種類あって、林業経営ができる山については意欲と能力のある林業事業体に再委託して、林業経営が困難な山についてはこの下2つのように津市の事業としてやるということですが、これ、間伐してどうしていくんですか。自然林にしていくんですか。林業経営の山と違いますよね。

事務局（藤田）

経営管理法の目的としては森林の持つ機能を回復させる方向でやらさせていただくので、そういった意味では自然林にするのかどうかは別として、今の状態だと森林が持っている機能が低下している山に関して、手入れをさせていただいて、少しでも機能を回復する、未整備の状態の森林を整備して機能を回復させることの部分ですが、ただ、経営管理権を設定して市がお預かりしているものでありますので、存続期間が終わったら所有者さんの方に返って行って、所有者さんの責務の中で継続的に管理していただくという形になります。

伊藤委員

これは市場に出してもお金にならないような木が生えているんですか。

事務局（藤田）

今回設定させていただいているのは、川の対岸であったり、路網の取り付けが全くもってできない箇所、それで架線集材ができる大きな木でもなく、林相も混み合っている、場所によって差はありますけれども、そういった箇所を選ばせていただいて、ここは経営管理実施権のしようが無い箇所を選ばせていただいて、ある程度団地化した形で集積計画を立てて事業を進めている箇所でございます。

伊藤委員

芸濃町の森林整備は他にもいっぱいあるんですか。100ヘクタール調査したので、さらにするわけですよね。将来的にはどうなるんですか。美杉もやらないといけませんよね。市有林もしないといけません。どうしようなお考えですか。

事務局（野村参事）

市有林の方は未整備の部分は整備を行ってきましたので、私有林についてですねやっけていくんですが、芸濃町でも意向調査をした森林全てを現況調査や境界明確化を行うような予算が付いておりません。

まずは市内全域にこの制度を行き渡らせる必要があるため、意向調査を先行して地域割りして進めています。その時にこの経営管理法は時限立法ではないというところで、どんどん増えていくということで、令和6年には満額の約1億7千万ほどの譲与税が来ますので、それを活用するまでにある程度、市としては意向を確認して経営管理権を設定したいと考えております。できるだけ団地化して津市内全体で森林整備を進めていきたい、令和6年度以降、森林整備を進めていきたいというところがございますが、状況によっては境界が明確になりにくい、団地化しにくいところに関しましては残っていくんですけれども、少しでも森林の適正な管理を進めていきたいというところで市は考えております。

令和6年度以降、実際は来年度以降かもしれませんが、森林整備を重点的に進めていきたいと考えております。

西宮委員

全く質問が外れてしまうかも分かりませんが、白山町の二俣で森林を管理しているんですけれども、森林組合に70ヘクタール分、補助金をもらいながら間伐してもらっているんですが、この林班に入っているんですけれども、他に県で補助金出しながらやっていないんですか、間伐作業を。

事務局（藤田）

補助事業に関しましては色々な事業がある中で、どのような項目の補助事業をされるかというのは分からないんですけれども、県の間伐事業もありますし、国の事業もありますし、その中でそれくらいの規模でいかがですかというのを森林組合さんの方から提案があったのかなと思います。先ほど津市森林整備計画にある区域は全林班が入っていますので、そこで森林経営計画というのを樹立されているのかなと思います。

今説明していますこの資料の間伐につきましては、林業経営が成り立たない、長年手入れがされていない、将来的にもなかなか厳しい部分を意向調査で委託したいと言われた部分を譲与税というお金を使って事業をさせていただいているんですけれども、おっしゃっている部分につきましては森林経営計画を立てて林業経営をしていくということで搬出もされて事業を展開するというので、70ヘクタールくらいの御提案をして、ということだと思いますので、そちらの方については今後も継続して補助事業を活用いただいて林業経営を継続していただければと思います。

西宮委員

併用してくださいということですか。

事務局（藤田）

併用はできないので、林業経営として補助金を受けながら材を搬出したりという部分に関しては御提案があったように事業を進めていただいて、こちらは林業経営と離れていくような話になりますので、併用するのではなくて別々の形というように御理解いただければと思います。

西宮委員

そこは林班に全部入っていますけれども、まだ、私どもが持っているんですが、森林経営計画でやっていくってことです。

事務局（藤田）

そうですね。

裏川委員

この森林経営管理事業の中の意向調査ですが、その中で説明会とか色々な形でやっていただいて、それで回収されるわけですが、この数字を見るとこの4, 884名の内、回答があったのが2, 562名ということで、この2, 322名が返信がまだしていないものと、あて先不明で返ってきたものとなっておりますが、この回答があった中で現況調査や境界明確化があるわけですが、この意向調査をしてこの境界明確化だけをしたら、我々はもう達成したんだ、というものもありますよね。間伐とかやらなくてもいいわ、境界だけ分かればいいわ、というところもあるんかと思うんですけども、そこの辺はどうなんですかね、意向調査して、結果、事業していく割合といいますか、その辺りはどうなんですかね。

事務局（藤田）

境界明確を目的とした事業では無いものですから、あくまでも市に経営管理を委託したいという形で意向調査票で意向を示された方の部分の中で境界が不明瞭だったり、場所が不明瞭だったりする箇所について明確化の作業をしていくこととなりますので、明確化の作業をした部分につきましては自ずから経営管理権を設定することが前提になってきますので、ただ、その中で現況調査をした際に手入れする必要が無い山に関しては、経営管理権の設定について市の方の判断で、今回の設定は見送らせていただきますということはあるんですけども、基本的には意向に基づいて境界の明確化を行って経営管理権を設定するというのが一連の流れになりますので、おっしゃっているように、境界明確をしたらうちはもういいですわ、ということは無いという御理解でいただきたいと思います。

裏川委員

実際にはそういう人もみえるでしょう、恐らく。どうですか。

事務局（藤田）

今のところそういった話はありませんね。

裏川委員

自分ところの土地さえ分かったら、間伐はええわと。

事務局（藤田）

そういった意見を、説明会や相談会でおっしゃる方もいらっしゃいますが、その際には今のよう

説明をさせていただいているので、境界明確をした時点で経営管理権はいいです、という話は無いですということは説明させていただいています。

やはりそうであれば、自己管理という部分で経営管理をしていただくと、最初からそのつもりでいるのであれば、自己管理の中で経営管理してくださいというようなお願いをしています。

裏川委員

ということは、説明会でそういう言い方で進めてもらっているということですね。

事務局（藤田）

はい。実際に意向調査票を送らせてもらった後に委託先の方で、相談会と説明会をしていただいているんですけども、その場でも同じような意見が出たりしていますので、そこは市役所としてもブレてはいけないところなので、あくまでも、境界明確を目的とした事業では無いということをきちんと説明してくださいということはお願いしてあります。

裏川委員

分かりました。

落合委員

経営管理権を設定する目的でっていうのはすごく良く分かるんですけども、最終的に施業の集約化をしたり、大規模化をしたりしていくためには、本当は全ての境界明確化をした方が良く思うんですけども、この税金ではないところで境界明確化をする予算というのはなかなか難しいんですか。

事務局（藤田）

森林経営計画を立てるために行う交付金の事業という形で、国の交付金という形で明確化をするという事業がありまして、実際に中勢森林組合さんの方もその事業を使って、明確化とかを毎年数百ヘクタール行っていただいております。

それは先ほどもお話しさせていただいたように、森林経営計画を立てて林業経営をしていく前提のための境界明確をしていくという事業になりますので、そういった部分では交付金を使って境界の明確化をしていくという方向もあるということになります。

落合委員

ただ単に、後世に残すために自分ところの境界をはっきりしておきたいんだ、という目的だけでは難しいですか。

事務局（藤田）

そうですね。

前川会長

他にございますでしょうか。

伊藤委員

美杉の次はどこの意向調査をやるんですか。

事務局（野村参事）

予定ですけれども、白山地域、一志地域というように森林面積が多い地域です。芸濃地域は別の理由で先に始めましたけれども、後は森林面積が多い地域から順次行っていくような計画を立てています。なかなか予算が無い中で、全域を一気にはいきませんので、面積の大きい部分をピックアップさせていただいております。

伊藤委員

税を使った事業というのは、経営管理事業以外にも木材の利活用とか、人材を育成するような事業もあると思うんですけれども、津市としてはそういうのをやらないと。

事務局（野村参事）

やらないというより今の段階で喫緊の課題として森林の放置がございます。木材利用等も他の事業でやっていく中で、森林環境譲与税の方は森林整備を喫緊の課題ということで進めています。

伊藤委員

税を払うのは都市部の方も多いわけですけれどもね。

事務局（野村参事）

森林環境とあるように、林野庁の方もまずは森林整備に目を向けてほしいといっていますし、森林整備に向けて進めています。

事務局（藤田）

森林の持つ機能は水源だったりとか、環境的な側面もありますので、都市部の方が全く恩恵を受けていないということでは無いので、その辺の意見が出たときには、御理解をいただくための説明をしていかないといけないと思っています。

あと、木育とか森林教育の部分に関しましては、県民税を使って事業をさせていただいておりますので、また、県民税の見直しとか出てきた時には、森林環境譲与税をどう使っていくか考えていかないといけません。まずは、森林整備の部分を中心に先行して進めていけるかというところだと思います。

前川会長

他にございますでしょうか。

無いようなので、4のその他ということで事務局の説明をお願いします。

事務局（藤田）

特にその他のところは無いですけれども、2月1日号の広報の方で、里山整備体験ということで竹林の整備体験について広報で御案内させていただいております。コロナ対策とかさせていただいておりますけれども、そんなに多くの人数の募集では無いんですけれども、実際に竹林の方で市が持っている破碎機の活用について、肌で感じていただく体験を企画させていただいておりますので、御興味があれば、申し込みの方をしていただければと思います。

伊藤委員

美里でしたよね。

事務局（藤田）

美里です。3月6日の土曜日です。

前川会長

興味のある方は御参加いただきますようお願いします。

それでは本日の事項は全て終了しました。本日の協議会はこれで終わりたいと思います。

長時間ありがとうございました。